

柏市営繕工事週休2日促進工事実施要領

制定 令和 6年 3月 1日
施行 令和 8年 1月 30日

(趣旨)

第1条 建設業における働き方改革の一環として長時間労働の是正や休日確保に向けた取組が求められている。この要領は、柏市の発注する営繕工事における、この取組に必要な環境整備として、週休2日工事を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日促進工事 営繕工事において週休2日を考慮した労務費を適用し、週休2日の取組を行う工事をいう。
- (2) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 4週8休以上 対象期間の総日数を28日毎に区分とした期間（以下「28日区分期間」という。）における現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場閉所（現場休息）率の算定には次の条件を付す。

- ア 現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。
- イ 降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所の日数に含める。
- ウ 工事期間が限定される等の工事特性がある場合にあっては、監督職員の承諾を得て他の28日区分期間に振り替えることが出来る。

- (4) 対象期間 工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間及び工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者

の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）及びこれらに類する期間は含まない。

- (5) 工事着手日 現場で継続的な工事作業に着手した最初の日をいう。
- (6) 工事完成日 現場での工事作業が全て完了した日をいう。
- (7) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (8) 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(対象工事)

第3条 週休2日促進工事の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、建築工事積算基準に基づき積算した営繕工事のうち、発注者が指定する工事とする。

ただし、地域の実情や当該工事固有の条件（完成時期の制約等）により対応が困難な工事は対象外とすることができる。

(実施方法)

第4条 柏市は、対象工事を指定する場合は、公告文及び現場説明書に、対象工事である旨を記載する。（別記1）

(積算方法)

第5条 予定価格の算定において、週休2日を考慮した複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工価格）を適用するものとし、週休2日を考慮していない各単価については、労務費に補正係数（1.02）を乗じた補正を行う。なお、施工後に現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該週休2日補正分を契約書第25条に基づき減額して契約変更を行うものとする。

(成績評価)

第6条 週休2日の達成が確認できなかった場合であっても、工事成績評定点の減点は行わない。

(現場閉所（現場休息）の確認方法)

第7条 現場閉所（現場休息）の確認方法は、次の各号に定めるところによる。

(1) 工事着手前

- ア 監督職員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「任意の様式による実施工工程表（以下「実施工工程表」という。）」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- イ 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ウ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工工程表」を作成する。

(2) 工事着手後

- ア 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工工程表」等の修正に当たっては、受注者及び発注者間で調整を行う。
- イ 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の予定日が記載された「実施工工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。
- ウ 受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督職員に提出する。
- エ 受注者は、対象期間終了後速やかに、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督職員に提出する。
なお、工事完成日が工期期限に近く、契約変更等の手続き期間を十分に確保できない場合には、受注者及び発注者間の協議により現場閉所（現場休息）の状況を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所（現場休息）の日を協議により決定し、これに基づき契約変更を行うものとする。

(3) その他留意事項

- ア 現場閉所（現場休息）の状況の確認は、新たな書類作成等

により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

イ 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等は行わないよう配慮する。

ウ 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

エ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要が生じた場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。

オ 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

カ 週休2日促進工事の受注者は、対象期間中、週休2日促進工事を実施している旨を工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示すること（別記2）。

キ 新嘗工事においては、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」、「建築工事適正工期算定プログラム」（（一社）日本建設業連合会）、過去の同種工事の実績及び実施設計委託時に作成した工程表を参考として適正な工期を確保する。

改修工事においては、過去の同種工事の実績を基に、実施設計委託時に作成した工程表を参考として適正な工期を確保する。

ク 週休2日促進工事の契約後、関連事業、関連工事等に起因する特別の事情により当該促進工事の週休2日の達成が困難となった場合は、受注者及び発注者間の協議により週休2日

促進工事の対象外とすることができるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告した工事について適用する。

附 則（令和8年1月22日改正）

(施行期日)

1 この要領は、令和8年1月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行日前に工事施行伺を起票した工事については、従前の例によることができる。

3 この要領の施行の際、同一現場において、分離発注する工事で、この要領による改正前の規定により、既に発注した工事がある場合に、後から発注する工事については、この要領の施行後においても、従前の例によることができる。

(別記 1) 現場説明書等への記載例

本工事は、発注者が週休 2 日に取り組むことを指定する週休 2 日促進工事である。その具体的な考え方や手続きについては、「柏市営繕工事週休 2 日促進工事実施要領（令和 8 年 1 月 30 日改定）」による。

(別記 2) 取組掲示例

